

## 公文書管理のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 将来にわたって適正な公文書の管理が維持されるよう公文書の管理のあり方について検討するため、公文書管理のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

### (会長)

第3条 委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

### (専門委員)

第4条 委員会に、特別の事項を検討させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから会長が委員会に諮り、任命するものとする。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、委員又は専門委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (謝金)

第6条 委員、専門委員及び前条第2項に定める者が委員会その他委員会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

### (旅費)

第7条 委員、専門委員及び第5条第2項に定める者が委員会に出席し、又は委員会の職務を行うために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画県民部管理局文書課に置く。

2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### (施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

### (要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年12月31日限り、その効力を失う。

### (招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、企画県民部長が招集する。

## 別表（第2条関係）

（五十音順）

氏名	所属・役職等
五百蔵 俊彦	元兵庫県副知事 （公益財団法人兵庫県園芸・公園協会会長）
後藤 玲子	弁護士 （情報公開・個人情報保護審議会委員）
桜間 裕章	（株）神戸新聞社常勤監査役 （情報公開・個人情報保護審議会委員）
申 吉浩	兵庫県立大学大学院応用情報科学科教授 （情報公開・個人情報保護審議会委員）
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授 （情報公開・個人情報保護審議会会長）